

令和2年5月7日

公益社団法人 全国火薬類保安協会 御中

経済産業省産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

火薬類の取扱いに関する保安教育講習の延期について（再要請）

4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が東京等の7都府県を対象として発令され、その後、対象地域は全国に拡大し、5月4日には、同宣言が5月31日まで延長することが決定しました。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、クラスターが発生するおそれがある催物については、自粛の要請等を行うもの（ただし、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、リスクの態様に十分留意した上で適切に対応する）とされています。

これを踏まえ、貴協会において火薬類の取扱いに関する保安教育講習の実施を予定されている場合には、緊急事態措置を実施すべき期間中、引き続き、実施の延期を要請します。

また、講習の実施方法については、習熟度確認等を含めた自宅学習について、具体的な検討を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本要請については、今後、状況の変化に応じ内容を変更する可能性があることを申し添えます。